

# 須坂市移動支援サービスのご案内（利用者用）

2019年3月作成

## 1 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児・者を対象に、地域での自立生活及び社会参加を促す際に、支援員が付き添い、**移動中や目的地において必要な介助、身の回りの介護**を行います。

- “社会生活上必要不可欠な外出” または “余暇活動等の社会参加のための外出” が支援の対象です。
- 通学・通園、日中活動系サービス事業所への通所など通年かつ長期にわたる外出は支援の対象となりません。
- 同行援護（注1）・行動援護（注2）等、障害者総合支援法に定める外出支援と移動支援を併用することはできません。同行援護・行動援護の対象となる方は、同行援護・行動援護の利用が優先されます。

（注1）同行援護とは：視覚障がいにより、屋外での移動が困難な方（障がい児は小学生以上）に対して、外出時に必要な支援を行います。

（注2）行動援護とは：行動上著しい困難がある方（知的障がいまたは精神障がいの方、障がい児は小学生以上）に対して、外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。

※障害支援区分が『区分3』以上であって、認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の場合、行動援護の支給対象となります。（障がい児は、聞き取り調査を実施し、これに相当する支援の度合いである場合に支給対象となります。）



## 移動支援の対象となる外出の例

### ◎社会生活上必要不可欠な外出の例



不定期の通院



銀行・公共機関



美容・理容



保護者参観



冠婚葬祭

### ◎余暇活動等の社会参加のための外出の例



余暇・スポーツ活動



墓参り



生活必需品の買い物



散歩



## 移動支援の対象とならない外出の例

対象とならない外出内容	具体例
通年かつ長期にわたる外出	通勤、通学、通所、通園、学童保育等への送迎等
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動、飲酒・ギャンブル等個人の嗜好の場への付添い、公序良俗に反する外出、家族等の休養のための「預かり」
他の障害福祉サービス等で行われるべき外出や通院 ※「居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）」、「行動援護」、「同行援護」、「重度訪問介護」等	医療機関の定期受診、官公署庁等に関わる諸手続き・相談の付添い、サービス事業所の相談・見学、障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談支援事業所の相談、グループホームまたは施設入所利用者の通院、短期入所施設への送迎等
市長が適当ではないと判断した外出	



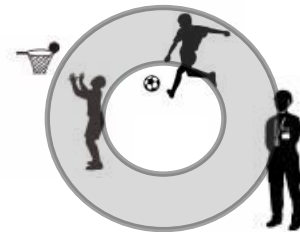
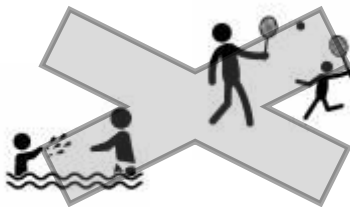
### 注意①

- ・移動支援は、保護者の休息等を目的とした預かりを行うサービスではありません。
- ・年齢による保護者同伴の条件等が設けられている施設（プール、映画館等）、については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません。
- ・支援員が『保護者』や『遊び相手』になることはできません。
- ・1日に利用できるのは8時間までになります。

☆支援員と一緒に遊ぶことはできません。

☆参加するための支援はできます。

（見守り、コミュニケーションの補助等）



## 2 移動支援の対象

### ◎移動支援の対象（年齢）

- ・小学校1年生以上の障がい児
- ・65歳未満の障がい者

※障害者支援施設やグループホームに入所・入居中の方等については65歳以上であっても相談の上、利用を許可する場合があります。



ルールを守って  
利用しよう！

### ◎移動支援の対象となる方

- ・須坂市に住所があり（住所地特例の市外在住者を含む）、次の表中の障がい状態にある方で、障がいによって単独での外出が困難である方。

障がい種別	対象要件
身体障がい児・者	○視覚障がい 身体障害者手帳を所持し、「視覚障がい」の障害程度等級が1級もしくは2級である方。 (※障害福祉サービス「同行援護」対象外の方) ○肢体障がい 身体障害者手帳を所持し、「肢体不自由」の障害程度等級が1級もしくは2級である方。
知的障がい児・者	○療育手帳を所持している方
精神障がい児・者	○精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○自立支援医療（精神通院）をご利用の方
発達障がい児・者	○精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○医師の診断により発達障がい等が認められる方 (診断書の提出が必要)
対象疾病（難病等）に罹患している者または児童	○対象疾病に罹患していることがわかる証明書がある方 (※障害者手帳の所持は問いません)
その他、対象となる障がい児（18歳以下）	○特別児童扶養手当に該当する児童生徒 ○特別支援学校（養護学校、盲ろう学校）に通学中の児童生徒 ○特別支援学級へ入級または通級されている児童生徒 ○各種証明書等で障がい判断できる児童生徒

### 3 主な支援内容

#### ◎移動に伴う支援・介助の例



安全確認・安全確保



乗降介助



公共交通機関の利用補助

#### ◎外出中・外出先での必要な支援・介助の例



排せつ介助



食事介助



更衣介助

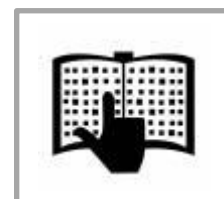


入浴時に必要な介助

#### ◎外出時のコミュニケーション支援



代筆



代読

#### 4 支援方法

◎個別支援型：支援員が利用者と1対1で支援にあたります。

◎グループ支援型：支援員が利用者と1対2、1対3、または2対3で支援にあたります。

#### 5 基準支給量

30時間/月（1日8時間までの利用となります。）

※個々の利用内容について確認しながら、適切に利用されるようご相談させていただきます。

#### 6 移動支援サービス利用料

個別支援型	30分当たり	1,000円
グループ支援型	30分当たり	500円（利用者1名分）

※30分単位での利用となります。

#### 7 利用者の負担

世帯	利用者負担割合
生活保護世帯及び市民税非課税世帯	無料
市民税課税世帯	移動支援サービス利用料の5%

##### ◎所得を判断する際の世帯の範囲

- ・障がい者（18歳以上）：障がいのある方とその配偶者。
- ・障がい児（18歳未満）：保護者の属する住民基本台帳での世帯。

※送迎、飲食等に係る実費費用が生じた場合は別途負担することになります。

※利用料の利用者負担分と実費費用については、事業者へ直接納付してください。

#### 8 利用方法

##### ① 申請【須坂市役所福祉課（窓口8番）にて】

（持ち物：障害者手帳、印鑑）

※初めて申請される場合は、『障害支援区分認定調査』または『聞き取り調査』が必要です。

※調査の結果によって、行動援護サービスを利用していただく場合があります。

詳しくは福祉課にお問い合わせください。



##### ② 審査（利用申請に基づいて審査を行います。）



##### ③ 受給者証交付

（交付された受給者証は、サービス利用時に事業者へ提示してください。）



##### ④ 事業者との契約後、サービス利用開始。

**！ 注意②**

- ・受給者証に記載されている月ごとの支給量を超過することのないよう計画的にご利用ください。（許可なく超過した場合は全額自己負担となります。）
- ・受給者証の有効期間は1年間です。
- ・期間終了後もサービスの継続を希望される場合は、改めて申請書を提出してください。
- ・ほかのサービスを利用している時間帯に、移動支援を利用することはできません。（例：日中、生活介護等を利用している時間帯に事業所を早退して移動支援で外出する⇒×）

## 9 移動支援事業の範囲

- ・移動支援事業の対象範囲は、**出発地～目的地～到着地の移動中の支援と、目的地における支援**です。
- ・移動の方法は、原則として徒歩または公共交通機関等を利用します。  
なお、福祉有償運送制度を利用して支援者が車を運転する場合は、運転中に利用者を介護することはできないので、その時間帯は移動支援事業としては認められません。  
具体的には次のとおりです。

### ◎目的地までの移動に公共交通機関（電車・バス・一般タクシー）を利用する場合

※公共交通機関等の料金は、本人分及び支援者分ともに別途実費負担が必要です。

出発地	目的地	目的地	到着地
電車・バス等	目的地での支援	電車・バス等	
<b>移動支援事業（見守り含む）</b>			

### ◎目的地までの移動に福祉有償運送制度を利用する場合

出発地	目的地	目的地	到着地
有償運送	目的地での支援	有償運送	
対象外	<b>移動支援事業（見守り含む）</b>	対象外	

※有償運送制度の利用料金は、実費負担となります。

### 《お問合せ先》

須坂市役所 福祉課 障がい福祉係 本庁舎1階（窓口8番）

・住所 須坂市大字須坂 1528-1

・電話 026-248-9003（課専用）

・FAX 026-248-7208